顧問契約内容及び報酬のご案内

当事務所では原則、月ぎめ（顧問契約）の形態で報酬を頂いております。顧問契約の形態には次の ①総合顧問契約 ②労災手続き付相談顧問契約 ③相談顧問契約 の３種類あり、それぞれ企業様のニーズにあったものをお選び頂ければと思います。

なお、総合顧問契約につきましては、給与計算をセットすることも可能です（給与計算付顧問契約）。

また、企業様の突発的、臨時的なニーズにも対応いたしますので（スポット契約）、お気軽にご相談下さい。

総合顧問契約　～業務内容参考例①から⑦～

入社退社異動に関する書類作成及びハローワーク・年金事務所への提出代行、労災事故に関する書類作成提出、私傷病に係る各種給付金の協会けんぽ等への手続き、法改正等の際の社会保険料のお知らせ、労働・社会保険等の法改正に伴う指導、労務相談などを継続的に行う総合的なサービスです。総務部門をすべてアウトソーシングしたいとお考えの企業様にお薦めです。

労災手続き付相談顧問契約　～業務内容参考例⑤⑥⑦～

迅速な対応を求められる労災事故に関する書類作成提出、労働・社会保険等の法改正に伴う指導、労務相談などを行うサービスです。

日常の手続きは社内で対応が出来るものの、労災手続きに関して不安をお持ちの企業様や、複雑多岐にわたる労務管理及び毎年のように行われる法改正については専門家に相談したいとお考えの企業様にお薦めです。

相談顧問契約　～業務内容参考例⑥⑦～

労働・社会保険等の法改正に伴う指導、労務相談などを行うサービスです。

労災を含めた日常の手続きは社内で対応が出来るものの、複雑多岐にわたる労務管理及び毎年のように行われる法改正については専門家に相談したいとお考えの企業様にお薦めです。

業務内容参考例	
①	労働・社会保険資格取得、喪失、異動に関する業務 ex）健康保険資格取得届、雇用保険喪失届等
②	労働・社会保険の給付に関する業務 ex）健康保険傷病手当金、雇用保険育児休業給付金 健康保険高額療養費支給申請等
③	労働関係諸法令に基づく各種届け ex）時間外労働・休日労働に関する届（36 協定）等
④	法改正情報の提供 ex）社会保険料料率変更後のチェック等
⑤	労災に関する申請手続き ex）死傷病報告書作成、療養補償給付申請（様式 5 号） 休業補償給付申請（様式 8 号）等
⑥	労働基準法その他労働関連諸法に関する相談
⑦	社会保険各法に関する相談

顧問報酬

（月額/消費税別途）

従業員人数	総合顧問契約	労災手続き付 相談顧問契約	相談顧問契約
1～4 名	15,000 円	10,000 円	8,000 円
5～9 名	20,000 円	15,000 円	10,000 円
10～19 名	30,000 円	20,000 円	15,000 円
20～49 名	50,000 円	35,000 円	25,000 円
50～74 名	70,000 円	50,000 円	35,000 円
75～99 名	90,000 円	65,000 円	45,000 円
100～149 名	120,000 円	80,000 円	50,000 円
150～199 名	150,000 円		
200～299 名	200,000 円		
300 名～	別途協議とさせて頂きます。		

※上記報酬表の従業員人数は、毎年４月１日現在の数を基準として、その人数に応じた報酬額に変更させて頂く場合があります。

給与計算付顧問契約の報酬

（月額/消費税別途）

従業員人数	給与計算付顧問契約
1～4 名	20,000 円
5～9 名	35,000 円
10～19 名	50,000 円
20～49 名	85,000 円
50～74 名	115,000 円
75～99 名	150,000 円
100～149 名	200,000 円
150～199 名	250,000 円
200～299 名	320,000 円
300 名～	別途協議とさせて頂きます。

※勤怠集計を行う場合は別途協議とさせて頂きます。

※上記報酬表の従業員人数は、毎年４月１日現在の数を基準として、その人数に応じた報酬額に変更させて頂く場合があります。

スポット契約

突発的、臨時的な労働社会保険の手続業務・法改正に伴う指導、労務相談などを企業様のご依頼の都度行うサービスです。

※書類作成料、相談料等は下記報酬表をご参照下さい。

一人親方（建設業）の労災保険特別加入

項目	報酬
加入時手数料	10,000 円
年度更新時手数料	10,000 円

※書類作成料、相談料等は下記報酬表による相談顧問と同額とさせて頂きます。

※消費税は別途申し受けます。

報酬表

項目	総合顧問	労災相談顧問	相談顧問	スポット
就業規則作成・変更	30,000 円～	30,000 円～	30,000 円～	50,000 円～
36 協定・変形労働協定・他労使協定作成	○	5,000 円～	5,000 円～	10,000 円～
労災死傷病報告書作成	○	○	5,000 円～	10,000 円～
労災第三者行為災害届作成	○	○	5,000 円～	10,000 円～
労災療養補償給付申請（様式 5 号）	○	○	5,000 円～	10,000 円～
労災休業補償給付申請（様式 8 号）	○	○	5,000 円～	10,000 円～
労災休業補償給付申請（様式 8 号）2 回目以降	○	○	○	5,000 円～
労災障害・遺族補償給付申請	20,000 円～	20,000 円～	30,000 円～	50,000 円～
雇用保険設置・変更・廃止届作成	○	3,000 円	3,000 円	5,000 円
雇用保険資格取得届作成	○	1,000 円/人	1,000 円/人	3,000 円/人
雇用保険喪失届作成（離職票無し）	○	1,000 円/人	1,000 円/人	3,000 円/人
雇用保険喪失届作成（離職票有り）	○	3,000 円/人	3,000 円/人	5,000 円/人
雇用保険育児・介護休業給付関連申請書作成	○	3,000 円/人	3,000 円/人	5,000 円/人
雇用保険高年齢雇用継続給付金	○	3,000 円/人	3,000 円/人	5,000 円/人
労働保険保険関係成立届	10,000 円	10,000 円	10,000 円	20,000 円
労働保険名称・所在地等変更届、各種届	○	5,000 円	5,000 円	10,000 円
労働保険年度更新 注①	0.5 ヶ月	1 ヶ月	1 ヶ月	20,000 円～
社会保険新規適用届	10,000 円	10,000 円	10,000 円	20,000 円
社会保険被保険者資格取得届作成、各種届	○	1,000 円/人	1,000 円/人	3,000 円/人
社会保険報酬月額変更届（随時改定）	○	1,000 円/人	1,000 円/人	3,000 円/人
社会保険報酬月額算定基礎届（定時決定） 注①	0.5 ヶ月	1 ヶ月	1 ヶ月	20,000 円～
社会保険料料率変更後のチェック	○	3,000 円～	3,000 円～	10,000 円～
健康保険傷病手当金、その他給付金申請	○	3,000 円～	3,000 円～	10,000 円～
各種統計調査等書類作成業務	3,000 円～	5,000 円～	5,000 円～	10,000 円～
労働社会保険各法に関する相談	○	○	○	5,000 円/30 分
各種助成金申請 注②	10%～	10%～	10%～	20%～
年金相談（従業員）	20,000 円～	20,000 円～	20,000 円～	30,000 円～
行政監査等立会業務	5,000 円～	10,000 円～	10,000 円～	20,000 円～

○ ‥‥ 該当する顧問契約に含まれております。 注① ‥‥ 顧問報酬に表の割合を乗じた報酬となります。 注② ‥‥ 助成額に表の割合を乗じた報酬となります。

※上記報酬表は取扱い業務の一例です。上記報酬表に記載のない業務については別途ご相談下さい。

※上記報酬には消費税は含まれておりません。

※上記報酬は予告なく変更させて頂く場合がございます。